

# さいたま市

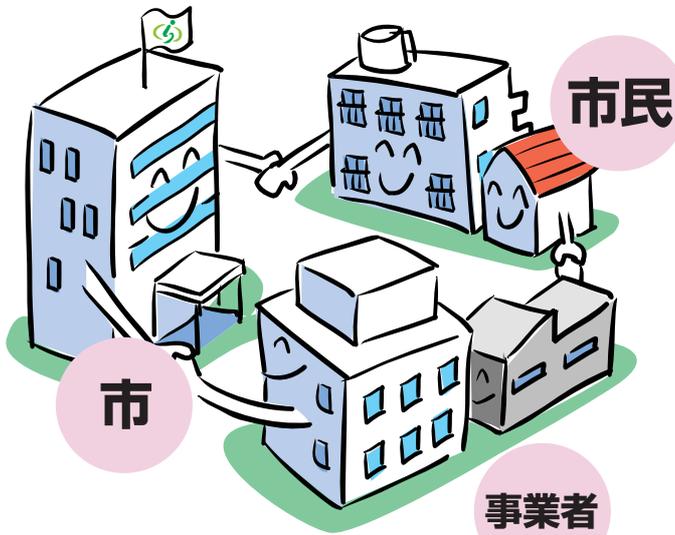
## パートナーシップで始めよう

### 「男女共同参画」のまちづくり

さいたま市の「男女平等ルール」づくりに、皆さんのご意見をお聞かせください。

豊かで活力のある、そしてだれもが自分らしく生きられる、そんな男女共同参画社会を実現していくためには、私たちの地域に根ざした「男女平等ルール」づくりが必要です。さいたま市では、男女共同参画のまちづくりを実現するための基本条例制定に向け、市長の諮問機関である「男女共同参画推進協

議会」において審議検討を進めてきましたが、このほど市長に提言書が提出されました。今後は、さらに市民の皆さんのご意見を参考にしながら、条例制定に向けて検討を進めていきます。どんな目標が掲げられているのか、私たちの暮らしにどう関わるのか、一緒に考えてみませんか。



市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組みます。

## 協働パートナーシップ

### 提言骨子

はじめに

- I 条例を制定するにあたって
- II 条例の名称 「さいたま市男女共同参画まちづくり条例」
- III 条例に盛り込むべきことから
  - ・前文 ・目的 ・用語の定義
  - ・基本目標 ・市、市民、事業者のなすべきこと
  - ・性別による権利侵害の禁止
  - ・市民に表示する情報に関する留意
  - ・市の施策 ・苦情の申出・処理
  - ・年次報告
  - ・男女共同参画推進協議会

さいたま市男女共同参画まちづくり（概念図）

### 通信員レポート

ここが知りたい！  
条例への提言書  
Q&A

**Q** 国の男女共同参画社会基本法が平成11年に施行されましたが、なぜ、さいたま市において独自の条例が必要なのでしょう。か。（通信員●佐久間美希さん）



**A** これまで男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みが行われてきました。しかしながら、さいたま市においても、未だに性別による固定的な役割分担意識に根ざした慣習や、男女格差など多くの課題があります。男女が社会の構成員として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことのできる生活文化を培っていくことが、21世紀に誕生したさいたま市のまちづくりの基本と考えます。そのよりどころとなるもの、また市の具体的な取り組み姿勢を示したものが条例なのです。

**Q** 市、市民、事業者が一体となりそれぞれの責任を果たしていくことが重要だと思いますが、私たち市民に求められる役割とは具体的にどんなことですか。（通信員●伊藤仁実さん）



**A** 提言書では市民のなすべきこととして、①家事、子育て、介護などを家族全員の協力のもと、男女が共に担うよう努めること。②職場、学校、地域などの社会活動に、男女が共に積極的に参画するよう努めること。③市が実施する男女共同参画まちづくりのための

まちづくりには、一人ひとりの市民の参画が求められる、地方分権の時代がやってきました。協議会が提言した「さいたま市男女共同参画まちづくり条例」は、市民参画のスタートラインとなる「さいたま市発の男女平等ルール」を定めるものです。

さいたま市は3つの個性あふれる都市が合併して、新たに誕生しました。市民が協力して、新たにつくった条例への提言書の内容が最大限尊重され、21世紀の生活文化都市さいたまが、男女平等と人権尊重の上に築かれていくよう、強く願っています。

## 条例の提言にあたって



さいたま市男女共同参画推進協議会  
会長  
矢澤 澄子

- 1 男女が平等であり、直接・間接かを問わず性別による差別を受けることなく、個人としてその人権が尊重されるまち
- 2 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントがないまち
- 3 女だから、男だからといった性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が見直され、男女が互いに対等で多様な生き方が選択できる活力あるまち
- 4 市における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に、女性が積極的に参画し、男女が対等な構成員として協働し合えるまち

## 男女共同参画のまち

## 基本目標

「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな」まちをいう。



- 5 これまで、どちらか一方の性にかたよりがちであった家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会生活における活動に、男女が対等な立場で参画し、利益も責任も分かち合えるまち
- 6 男女が経済的に自立し、互いに対等な関係のもとに、安心して働くことができる仕事を、自分が選んだ働き方で続けていけるまち
- 7 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を認め、男女が対等な関係のもとに互いの性を尊重し合えるまち

## 提言書作成にたずさわって



さいたま市男女共同参画推進協議会委員  
市民代表者  
坂木 秀久

この提言書は、様々な立場の市民が参画し、ともに意見を出し合い作成したものです。これからのまちづくりには、職場や家庭、地域において男女がともに参画し支えあっているようなルールづくりが必要です。私は職場の制度を利用し、約3年半にわたり母の介護をしてきました。また、私の職場には能力を発揮し活躍する女性がたくさんいます。そんな私の経験を役立てたいと思います。提言書の作成にたずさわってほしいです。私たち協議会委員の意見が生かされた条例ができることを希望しています。

### 市民のみなさんのご意見を募集します

**【方法】** 8月31日(土)(消印有効)までに、意見、住所、氏名、電話番号を明記し、郵送、FAXまたはEメールでお寄せください。**【送り先】** 男女共生推進課 〒336-8633 さいたま市常盤6-4-4 FAX (829) 1987 Eメール kokusai@jcom.home.ne.jp ※なお、提言書の詳しい内容については、市のホームページ<http://www.city.saitama.saitama.jp/>でご紹介している他、男女共生推進課、女性総合センター、プラザイースト女・男プラザ、各総合行政センター情報公開コーナー、各図書館で閲覧できます。

**【問い合わせ】** 男女共生推進課 (829) 1231

**Q** 「まちづくり」という表現がわかりにくいのですが、男女共同参画の考え方とこの条例の「まちづくり」という考え方はどう結びつくのでしょうか。(通信員 ●大間栄美さん)



**A** 提言書における条例の特徴の一つは、まちづくりの視点から男女共同参画社会を実現していくというものです。男女共同参画のまちは、市・市民・事業者がまちづくりの担い手として行動することによりつくられます。より身近なそして実効性のあるものとなるよう、まちづくりという表現を取り入れました。

施策に、協力するよう努めることの3つを掲げています。